

国民年金保険料の免除申請を受け付けます

経済的な理由などで保険料を納めることが困難な方には、保険料の納付が免除(猶予)される制度があります。免除(猶予)には申請が必要で、所得審査があります。



■ 免除・猶予制度

- ▷ 保険料免除
本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合…保険料の全額または一部(1/4、1/2、3/4)を免除
 - ▷ 納付猶予
50歳未満の方で、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合…保険料の納付を猶予
- ※学生の方は、学生納付特例を利用ください。

■ 申請に必要な物

- ▷ 年金手帳 ▷ 印鑑 ▷ 退職を理由に申請する方は、雇用保険の「離職票」・「受給資格者証」など

■ 保険料の追納

保険料免除・納付猶予・学生納付特例の期間は、10年以内であればさかのぼって保険料を納めることができます。

国民年金保険料には特例免除があります。失業、事業の廃止、天災などに遭った方や障がい者、寡婦の方は相談ください。

■ 申請の手続き

7月3日(月)から、市民課または多治見年金事務所で、平成29年度分(平成29年7月～平成30年6月)を受け付けます。
 ※**2年1カ月前までさかのぼって**申請できます。

問 市民課保険年金係(内線137)
 または多治見年金事務所(☎0255)

後期高齢者医療に加入している皆さんへ 保険証の更新・保険料額決定のお知らせ

■ 保険証を更新します

後期高齢者医療制度の保険証(後期高齢者医療被保険者証)は、市内に住所のある全ての75歳以上の方と、65～74歳で一定の障がいがあり、後期高齢者医療制度に加入している方に交付されます。
 現在の保険証の**有効期限は7月31日まで**です。7月中に新しい保険証を送付しますので、8月1日からご使用ください。新しい保険証は、うすい青色に変わります。

■ 平成29年度の保険料額を決定しました

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になった方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」を送付します。保険料額や納付方法が記載されていますので確認ください。

■ 保険料の軽減措置の見直しにご理解を

世帯(被保険者全員と世帯主)の所得の合計額や個人の所得が基準以下の方、または、被用者保険(協会けんぽや健康保険組合、共済組合など)の被扶養者であった方などに対する保険料の軽減措置を見直していくことになっています。安定した医療制度の運営のためご理解をお願いします。

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成29年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	平成29年7月31日
住 所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏 名	広域 太郎
性別	男
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発 効 期 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交 付 年 月 日	平成28年 8月 1日
一部負担金の割合	〇割
保 険 者 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保 険 者 名	岐阜県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>

7月31日までうすい紫色

被保険者番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名	広域 太郎
一部負担金の割合	〇割
有効期限	平成30年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇	平成30年7月31日
住 所	岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏 名	広域 太郎
性別	男
生 年 月 日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
発 効 期 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交 付 年 月 日	平成29年 8月 1日
一部負担金の割合	〇割
保 険 者 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇
保 険 者 名	岐阜県後期高齢者医療広域連合 <input type="checkbox"/>

8月1日からうすい青色

問 市民課保険年金係(内線135)